

出水不良改良工事取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、連合給水管による出水不良を解消するために新潟市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が新たに配水管を布設する場合の基準及び手続きについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において「連合給水管」とは、私人が所有する口径50ミリメートル未満の給水管であって、当該給水管から他の給水管が分岐しているものをいう。

2 この要領において「出水不良」とは、連合給水管の口径が細いなどの理由により、通水能力が不足し、日常生活に支障が生じている状態をいう。

(適用範囲)

第3条 管理者は、次の各号に掲げる条件が満たされている場合には出水不良の原因となっている連合給水管に替えて新たに配水管を布設する工事（以下「改良工事」という。）を施行することができる。

- (1) 当該連合給水管が公道又は私道に布設されていること。
- (2) 当該連合給水管に替えて新たに布設する配水管（以下「新設配水管」という。）の維持管理が容易であると認められること。
- (3) 当該連合給水管の所有者及び当該連合給水管から給水を受けている者全員（以下「給水関係者」という。）が改良工事の施行に同意していること。
- (4) 当該連合給水管の所有者が当該連合給水管を撤去すること及び当該新設配水管を新潟市水道局（以下「局」という。）が所有することに同意していること。
- (5) 新設配水管を布設する私道の土地所有者が、当該土地に新設配水管を布設すること及び当該土地を無償で使用することを承諾していること。
- (6) 管路の維持管理上新設配水管の布設が必要であると認められること。

(工事の申込み)

第4条 改良工事を必要とする者は、給水関係者の中から代表者を選任し、当該代表者を通じ次の各号に掲げる書類を管理者に提出しなければならない。この場合において、管理者が認めた場合は、給水関係者以外の者から代表者を選任することができる。

- (1) 出水不良陳情書（別記様式第1号）
- (2) 水道管改良工事承諾書（別記様式第2号）
- (3) その他管理者が必要とする書類
（工事の区分及び負担）

第5条 次の各号に掲げる工事の施行に要する費用は原則として新潟市水道局が負担する。

- (1) 改良工事（連合給水管を撤去する工事を含む。）
- (2) 改良工事に伴い改良を要することとなる給水装置のうち新設配水管との分岐部から第1止水栓までの給水装置を改良する工事

第6条 出水不良の解消についてこの要領に定めのない事項については、その都度、管理者が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成15年11月1日から施行し、同日以後に申込みがあった改良工事について適用する。

（給水管改良工事取扱要領の廃止）

- 2 給水管改良工事取扱要領は、廃止する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

様式第 1 号

年 月 日

(あて先) 新潟市水道事業管理者

申込代表者

住所 新潟市

氏名 印

電話

出 水 不 良 陳 情 書

(陳情内容)

【申込者一覧表】

[illegible]

様式第 2 号

水道管改良工事承諾書

年 月 日

(あて先) 新潟市水道事業管理者

新潟市 地内(別添図面ヶ所)で新潟市水道局が施行する水道管改良工事に関し下記の事項を承諾します。

記

1. 既設の連合給水管は廃止します。
2. 水道局が私道に埋設する水道管の土地使用については無償とします。
3. 土地の使用期限は当該配水管を廃止するまでとします。
4. 給水装置の変更工事は個人の負担とします。
5. 本工事の工事中及び竣工後において、万一紛争等が生じた場合は、関係者で処理いたします。
6. 後日、維持管理上必要とする当該配水管の修繕及び改良工事において、新潟市水道局が土地を掘削しかつ使用することを承諾します。
7. 権利移転に際しては、この承諾内容を継承させます。

【承諾者一覽】

[illegible]

【承諾者一覽】

[illegible]